

告 示

埼玉県告示第八百八十七号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第一号ロの改正規定は公布の日から施行する。

平成二十八年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号イ中「及び八潮市」を「、八潮市及び三郷市」に改め、同号ロ⁽²³⁾中「吉見町道幹線二百十三号」を「吉見町道二百十三号線」に、「主要県道東松山鴻巣線」を「吉見町道百十二号線」に改め、同号ハ(4)中「空間」の下に「及び三郷市の区域」を加え、同号ハ(5)中「及び八潮市」を「、八潮市及び三郷市」に改め、同号ハ中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とする。

第三号中「及び八潮市」を「、八潮市及び三郷市」に改める。